平成２９年（フ）第４３３２号
大阪市西成区千本南２丁目３番８号
債務者　内村　智子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４８号
大阪府吹田市五月が丘東２番Ａ―609号
債務者　亀井　良知
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３７０号
大阪府東大阪市東山町16番３―203号
債務者　阿部眞由美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３７７号
大阪府茨木市若園町34番10号エクセル南茨木Ａ―201号
債務者　土谷あつ子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５６号
大阪市生野区勝山北２丁目１番29号
債務者　福田　信貴
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５７号
大阪市生野区勝山北２丁目１番29号
債務者　福田かをる
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６号
岐阜県本巣市上真桑1933番地３
債務者　藤田　民子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０７号
岐阜市五坪２丁目１番３―58号（ファミーユ田神Ｆ―３号棟）
債務者　国枝　幸江
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９５号
山口県宇部市昭和町２丁目３番７号　寿アパート２、従前の住所山口県宇部市常盤台２丁目17番７―102号　オレンジハイツ上宇部１
債務者　酒井眞由美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第６４６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地５号棟506、従前の住所仙台市太白区青山２丁目32番７号　せんすい館Ｃ棟106
債務者　長谷川英祐
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
秋田県能代市落合字上前田157番地１　モーニング・グローリー101号
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１９５号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート６―３―１
債務者　秋葉あゆ美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９２号
茨城県日立市東大沼町１丁目26番14号
債務者　矢渡　博子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０９号
茨城県高萩市大字高戸440番地の１
債務者　鈴木　壽恵
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１４号
茨城県高萩市有明町１丁目21番地の２　トマトハイツＢ202
債務者　大和田昭宜
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０５号
富山市東大久保1487番地１　コーポ・ロコモーションＬ棟203号、前住所富山市堀川町303番地１　ＰＬＡＺＡ堀川511号
債務者　藤本　拓也
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
富山地方裁判所民事部